

平成 26 年度事業計画（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

□ 定款より

（事業）

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本の伝統文化及び現代芸術の分野における優秀な新人及び文化・芸術の研究者に対する助成
- (2) 日本の伝統文化及び現代芸術の分野で著しく貢献している者に対する顕彰
- (3) 芸術系大学等に在学する学生及びその他の学生に対する奨学金の給付
- (4) 日本の伝統文化及び現代芸術を、不特定多数の人々に提供するための文化・芸術活動の実施
- (5) 文化・芸術の交流を通じて国際社会の相互理解を促進する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については本邦及び海外において行うものとする。

■ 公益目的事業 1 「創造する伝統賞」の主催

◆ 助成顕彰事業「創造する伝統賞」の主催（定款第 4 条（1）（2）（5））

(1) 賞 賞金 総額 300 万円

創造する伝統大賞 @200 万円（該当者がある場合のみ）

創造する伝統賞 @100 万円

(2) 対象

日本の伝統文化および現代芸術の分野で、それぞれ下記に該当する者で、国籍に関わらず日本国内で活動する者。

① 伝統文化の諸分野において、維持・伝承、創作・普及または公演活動を行なう実技者で、将来にわたり活動が更に期待される者。

② 現代芸術の諸分野において、創作・普及または公演活動を行なう実技者で、現代芸術の新たな発展に資する活動を行なっており、将来にわたり活動が更に期待される者。

(3) 募集方法

公募のほか推薦委員より候補者を列挙。

(4) 選考方法

選考委員会を開催し、候補者より選出後、理事会で決定。

(5) 応募受付期間

平成 26 年 11 月 1 日～11 月 30 日

(6) 結果発表

平成 26 年 2 月下旬に発表。同年 4 月上旬に受賞式典を実施。

(7) 主な変更点

① 選考委員

- 選考委員を拡大する
- 選考委員会は上記の内、毎年 5~7 名が選考を担当する
- 当該年度の選考担当者以外の選考委員は推薦委員とし、候補者を列挙する

② 授賞式典

決定から開催まで十分な告知・準備期間を確保するため、これまでの当該年度 3 月下旬開催を次年度 4 月上旬開催に変更する。

(8) その他

選考委員の選出、「創造する伝統賞」選考委員会規程の改定については今後検討、6 月開催予定の理事会で決定する。

■ 公益目的事業 2 芸術系大学等に在学する学生及びその他の学生にたいする奨学金の給付

◆ 育英事業（定款 4 条（3））

1. 日本文化藝術奨学金

(1) 給付人数及び金額

大学院生 6 名 奨学金 1 年間 50 万円給付

(2) 対象

国内の芸術系大学の大学院に在学し、かつ次年度在籍予定者で、将来にわたり活動が期待される学生

(3) 募集方法

公募（芸術系大学への案内、ホームページで告知）

(4) 応募受付期間

平成 26 年 12 月 1 日～12 月 11 日

(5) 選考方法

選考委員会を開催し、候補者を選出後、理事会で決定

(6) 給付方法

決定通知後、本人の口座に次年度 4 月と 9 月の 2 回に分割して支給

(7) 主な変更点

① 対象

大学院生のみとする。

給付人数を 4 名から 6 名に変更する。

実力があり将来にわたり活動が更に期待できる学生とし、活動・成果物を重視する。

② 選考委員

- 選考委員を拡大する
- 選考委員会は上記の内、毎年 5~7 名が選考を担当する

③ 応募受付期間・決定・給付

応募受付：12月1日～11日（10日間）

決定：2月（予定）に開催の理事会で決定

給付：次年度の4月、9月に給付

④ 発表

決定後、ホームページ等で公表。

「創造する伝統賞」受賞式典と併せて表彰。

(8) その他

選考委員の選出、奨学金選考委員会規程の改編については今後検討、6月開催予定の理事会で決定する。

2. 加藤定奨学金

(1) 給付人数及び金額

学部生 6名（京都 3名／全国 3名） 奨学金 1年間 30万円給付

(2) 対象

国内の芸術系大学に在学中の2・3年生で、学業優秀、品行方正で、就学に耐える健康体でありながら経済的事由によって就学に支障をきたしている学生

(3) 募集方法

公募（芸術系の大学への案内、ホームページで告知。応募は各大学で取りまとめる）

(4) 応募受付期間

平成26年12月1日～12月11日

(5) 選考方法

書類選考：応募書類を基に、当財団の奨学生選考委員会で審議、多数決にて選出

(6) 受給者の決定と給付方法

理事会で審議し、決定。

決定通知後、本人の口座に次年度4月と9月の2回に分割して支給

(7) 選考委員について

「日本文化芸術奨学金」とあわせて選考を実施する。

(8) 主な変更点

① 対象

学部生のみとする。

給付人数を全国枠で2名から3名に変更する。

② 選考委員、応募受付期間・決定・給付

「日本文化芸術奨学金」と同じ

(9) その他

選考委員の選出、奨学金選考委員会規程の改編については今後検討、6月開催予定の理事会で決定する。

■ 公益目的事業3 自主企画公演、展示・体験活動・セミナー・映画上映・演奏会等の文化祭の開催、ホームページでの情報発信、および実施事業の記録

◆ 文化藝術普及活動事業（定款第4条（4）（6））

1. 「創造する伝統 杜の中の文化祭」

当財団の基本理念である「創造する伝統」を体現する実技者（これまでの助成顕彰受賞者）を中心とした催しを開催。杜の自然を感じながら文化・芸術に触れることができる。それぞれがこの体験を通して、文化・芸術への興味を深め、親しむことを目的とする。

会 場：明治神宮「参集殿」「隔雲亭」

開催日時：平成26年7月27日（日）

特別協力：明治神宮（予定）

協 力：裏千家（予定）

後 援：京都造形芸術大学、東北芸術工科大学

協 賛：5社程度（交渉中）

実施概要：

① 【杜の茶会】（隔雲亭）

明治神宮内の茶室「隔雲亭」を会場とした茶会。「創造する伝統賞」の第5回（平成22年度）受賞者である太田三郎氏、小椋範彦氏の作品を随所に配置し、現代アートと伝統文化のコラボレーションを実現。

② 【杜のコンサート】（参集殿）

長唄コンサート。「創造する伝統賞」の第5回（平成22年度）受賞者である杵屋勝四郎氏が作曲・出演。古典楽器の生演奏に、電子音楽を加えた新曲「源氏物語」を披露。様々な演出を試み、古典音楽の芸術としての可能性を探る。

2. 東京藝術学舎講座「創造する伝統（仮称）」

講座全体のテーマを「創造する伝統」とし、これまでの助成顕彰受賞者、選考委員を招聘し展開。講師陣が自らの制作研究活動を語る（分野によっては実演も含む）ことで「創造する伝統」とは何かに迫り、紐解いていく。

会 場：京都造形芸術大学・東北芸術工科大学 外苑キャンパス
明治神宮「参集殿」

開催日時：秋季／平成26年10月～12月、冬季／平成27年1月～3月

共 催：東京藝術学舎

定 員：各季40名

受講料：共催により文化藝術の会会員割引有り

実施概要：各季全5回（計10回）、1回120分。開催季ごとにサブテーマを設け、過去の助成顕彰受賞者を中心とした講師陣でオムニバス形式の講座を企画・実施。

3. ブログ「四季おりおり」

平成 25 年度より継続。全 24 回（平成 26 年度 10 回）で完結。

U R L : <http://blog.canpan.info/shikioriori/>

テ ー マ : 日本歌謡物語

更 新 : 毎月 1 日、15 日（月 2 回）

実施概要 : 日本の歌謡史の中からさまざまな歌を紹介。日本の歴史とともに歌を楽しみ、日本の物語を語れるようにする。

4. 「こども芸術の家」支援事業

芸術・文化の力で東日本大震災復興・支援活動を行っている団体等への義捐

平成 26 年度が 4 年目の支援となる。

活動内容 : ①被災地におけるワークショップの実施（月 1 回）

②被災した子供たちを対象とするアートキャンプの開催

③一般公募によるワークショップ企画

④活動状況の展示公開

事 務 局 : 東北復興支援機構（TRSO）内に設置

以上